

野洲市ごみ分別アプリ広告募集要項

1. 趣旨

この要項は、「野洲市広告事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、野洲市ごみ分別アプリに掲載する事業者のバナー広告（以下「広告」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

2. 広告及び広告主の要件

掲載できる広告の内容及びリンク先 Web ページ、広告主については、要綱第4条及び「野洲市広告掲載基準」（以下「基準」という。）をご確認ください。

3. 広告の仕様

- (1) 規格 縦 100 ピクセル、横 640 ピクセル
- (2) データ容量 30 キロバイト以内
- (3) 形式 JPEG、PNG（アニメーションは不可）
- (4) 広告枠数 1 月あたり 10 枠
- (5) 備考

- ・ 広告の作成に当たっては、アクセシビリティを遵守してください。
- ・ 表示箇所はごみ分別アプリのトップページ最下段になり、トップページにアクセスするたびランダムに切り替わります。

4. 申込方法

- (1) 広告の掲載を希望される方は、要綱第6条に規定する広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、掲載初日の2月前までに11の申込み・問合せ先へ郵送、持参又はメールで提出してください。
ただし、令和6年4月掲載開始分につきましては、令和6年2月16日（金）まで申し込みを受け付けます。
- (2) 広告の申込みは、1月につき1枠とします。

5. 広告掲載料

- (1) 広告掲載料は、1枠1月あたり2,000円とします。
- (2) 広告掲載料を変更する場合は、広告掲載開始月の初日の3月前までに野洲市ホームページ広告掲載料変更通知書（様式①）により広告主に通知します。なお、広告掲載料の変更は、年度単位で検討するものとします。
- (3) 広告主は、(2)に規定する広告掲載料の変更について、野洲市広告掲載料変更承諾書（様式②）又は野洲市広告掲載取り止め届出書（様式③）を市が指定する日までに提出してください。

6. 広告の掲載期間等

- (1) 広告を掲載する期間は、1月単位で最長12月とします。

- (2) 広告は、掲載開始日（掲載開始月の初日）の午後1時までには掲載を開始し、掲載終了日（掲載終了月の翌月の初日）の午後1時までには終了します。
- (3) 広告掲載期間中、災害その他やむを得ない事情により一時的に市ホームページを閉鎖した場合であっても、広告掲載の延長は行いません。
- (4) (2)(3)の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が野洲市の休日を定める条例（平成16年野洲市条例第2号）に規定する市の休日に当たる場合は、広告開始日及び広告終了日は、その翌日とします。

7. 広告主の選定

- (1) 申込みのあった事業者及び広告内容の適格性について、要綱及び基準に基づき審査します。
- (2) 広告内容等が適当であると認めた者について、次の基準に基づいて総合的に評価し、広告主を選定します。なお、審査結果についての異議申立は受け付けられないものとします。

公共性・地域性	公共性の高いもの、市内の事業者について評価します。
広告の内容	市の施策や広告媒体の作成目的に合致したものについて評価します。
広告掲載期間	掲載希望期間が長いものについて評価します。

8. 申込者への通知等

広告掲載の可否は、要綱第7条の規定により、申込者全員に通知します。なお、市は、広告主と広告の掲載に係る契約を締結します。

9. 広告の版下及び原稿

- (1) 広告主は、掲載の決定を受けた広告の原稿を、市が指定する方法により掲載初日の1週間前までに提出してください。
- (2) 提出した広告デザインに関し、市から求めがあった場合は、事前に市と協議してください。協議の結果、市が必要と認めるときは、広告デザインを変更してください。
- (3) 広告原稿の作成及び変更に必要な費用は、申込者の負担とします。
- (4) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

10. 広告掲載料の請求等

市が発行する納入通知書により、各年度の広告掲載料を各年度の広告掲載の開始月の前月末日までに支払ってください。ただし、4月から広告掲載を開始する場合及び翌年度4月から継続して広告掲載をする場合は、同月末日までに支払ってください。

11. 申込み・問合せ先

野洲市環境経済部環境課

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

電話 077-587-6003 e-mail kankyou@city.yasu.lg.jp

様式①

野環第 号
年 月 日

(広告主) 様

野洲市長

野洲市ごみ分別アプリ広告掲載料変更通知書

年 月 日付け野環第 号で野洲市ごみ分別アプリへの広告掲載を決定した広告掲載について、広告掲載料が変更となりますので、野洲市ごみ分別アプリ広告募集要項5.(2)の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告掲載料

変更前 (年 月まで)	円/月
変更後 (年 月まで)	円/月

2 提出書類等

広告掲載料の変更を承諾する場合は、様式②「野洲市ごみ分別アプリ広告掲載料変更承諾書」を、広告掲載料の変更を承諾しない場合は、様式③「野洲市ごみ分別アプリ広告掲載取り止め届出書」を、 年 月 日までに提出してください。

様式②

野洲市ごみ分別アプリ広告掲載料変更承諾書

年 月 日

野洲市長 様

広告主

住所(所在地)

法人(団体)名

代表者職・氏名

電話番号

FAX 番号

e-mail

担当者名

年 月 日付け野環第 号で通知のあった広告掲載料の変更について、下記のとおり承諾します。

記

1 広告掲載料の変更後の掲載期間、広告掲載料

掲載期間	広告掲載料
年 月～ 年 月	円

様式③

野洲市ごみ分別アプリ広告掲載取り止め届出書

年 月 日

野洲市長 様

広告主

住所(所在地)

法人(団体)名

代表者職・氏名

電話番号

FAX 番号

e-mail

担当者名

年 月 日付け野環第 号で決定のあった野洲市ごみ分別アプリへの広告掲載を決定した広告掲載について、広告掲載を取り止めますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 掲載を取り止める期間

年 月～ 年 月